

「新恵庭市史(仮称)」編さんの基本方針(案)

平成26年 月 日決定

1. 目 的

恵庭市制施行50周年(平成32年)記念事業の一環として「新恵庭市史(仮称)」(以下、「新恵庭市史」という。)を編さんし、広い視野から恵庭の歴史を明らかにすると共に、市民の地域に対する理解を深め、様々な主体が行うまちづくり事業や施策に役立てる。

2. 基本方針

新恵庭市史は、以下の基本方針に基づき編さんする。

- (1). 既刊「恵庭市史」発刊時(昭和54年)以降における本市の目覚しい発展の歴史を整理・記述すると共に、これまでの市内外の諸研究、刊行物を参考にし、各分野における最新の成果を盛り込み編さんする。
- (2). 先人の経験と知恵を生かし、未来を展望できるメッセージ性のあるものを目指す。
- (3). 市民の理解と協力を得ながら編さんに取り組む。
- (4). 広く市民に親しまれ、まちづくりや生涯学習などで活用される市史を目指す。
- (5). 研究者の参加も求め、学術的に高い水準を目指しつつ、広く理解を図るため平易な文章で読みやすい市史を編さんする。
- (6). 行政史に陥ることなく、社会、経済、市民活動など幅広い分野を盛り込み編さんする。
- (7). 恵庭の地域的、歴史的、文化的な特性に配慮しながら編さんする。

3. 推進体制

新恵庭市史は、以下の推進体制で編さんする。

- (1). 市長委嘱で編さん委員会を設置し、新しい市史の企画、監修及び資料収集・調査研究事項の調整を行う。
- (2). 新恵庭市史編さん事業を専門に所管する担当を企画振興部に設置し、下記の事務を所掌する。
 - ① 事業の基本方針(案)及び事業計画(案)の作成・進行管理
 - ② 史料調査・研究
 - ③ 古文書及び公文書の収集、整理、情報発信
 - ④ 恵庭市史編さん委員会の開催
 - ⑤ その他、新恵庭市史編さんに係る事務
- (3). 市史編さん庁内連絡会議を設置し、調査研究の支援と協力、公文書の調査、文化財・遺跡・民具・自然などの調査及び地域資料・参考調査などの協力を行う。なお、この会議は関係部署の職員で構成するものとし、詳細は要綱で定める。